

附帯決議案

刑法改正市民プロジェクト(案)

■刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について各段の配慮をすべきである。

1. 性犯罪が、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であることはもとより、その心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続ける犯罪であって、厳正な対処が必要であるものとの認識の下、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の趣旨を踏まえ、本法が成立するに至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関及び裁判所の職員等に対して周知すること。
2. 刑法第七十六条及び百七十七条において、相手方の同意のない性行為を処罰すると再定義されたこと、「同意しない意思」の形成・表明・全うが困難な状態を示す事由が列挙されたことを踏まえ、各規程の認定・適用が、被害者の性的同意の侵害という犯罪の本質に基づき適切になされるよう、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、法改正の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。
3. (1) 本改正の趣旨に照らし適切な処罰が実現しうるように、司法警察職員、検察官及び裁判官に以下の点を周知徹底するとともに、法学教育、法曹養成教育、司法研修においても明確にすること
 - ・刑法第七十六条一項一号及び百七十七条一項一号における「暴行もしくは脅迫」は、その程度を問わず、全ての有形力の行使がこれに該当すること
 - ・刑法第七十六条一項及び百七十七条一項における「困難な状態」は、その程度を問わないこと。
 - ・刑法第七十六条一項一号及び百七十七条一項一号における「その他これらに類する行為又は事由」の解釈に当たっては、(1)ないし(8)に該当しないとしても、「同意しない意思」の形成・表明・全うを困難にさせる行為・事由を広く含むこと(2) 刑法第七十六条一項及び百七十七条一項の各8号の認定に当たっては、教師、コーチ、上司、施設職員など、地位関係性を利用した性犯罪が、被害者にとって同意しない意思の形成・表明がことのほか困難であることに鑑み、相手方との関係性や被害者の心理を踏まえて適切な認定がなされるよう、周知徹底すること
4. 性犯罪の捜査、司法手続にあたって、被害者の心理及び心的外傷、被害者と相手方の関係性をより一層適切に踏まえてなされる必要に鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、調査研究を踏まえた研修を行うこと。
5. 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において、被害者のプライバシー、生活の平穏その他の権利利益に十分な配慮がなされ、偏見に基づく不当な取扱い

を受けることがないようにし、二次被害の防止に努めるとともに、被害申告がなされた場合は、司法警察職員において全件速やかに被害届を受理して捜査にあたることを確保すること。また、性犯罪の立件において、早期の適切な証拠採取・保全が重要であることに鑑み、DNA採取、デートレイプドラッグの鑑定検査にかかわるキッドを全ての警察署に常備し、被害申告後遅滞なく採取が行われるよう周知徹底すること。

6. 起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、処分の理由等について、証拠に基づき、丁寧な説明に努めること。
7. 刑法第七十六条及び百七十七条において、相手方の同意のない性行為を処罰すると再定義されたことに伴い、性的同意の意義及び、相手方の同意を得ない性行為は犯罪である旨を広く社会に普及啓発するとともに、そのために必要な予算を確保すること。とりわけ、子どもや若年層への普及啓発を重視すること。
8. 子どもに対する性被害の深刻性およびこの問題に関する教育の必要性に鑑み、初等教育から高等教育にいたるすべての教育過程において、性的同意の意義及び、相手方の同意を得ない性行為は犯罪である旨について、十分な教育を行うこと。
9. 性犯罪が被害者に重大かつ深刻な身体的、精神的被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であり、その被害が潜在化しやすいという性犯罪被害の特性を踏まえ、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、被害者に対する相談支援体制を強化するとともに、必要な予算措置を講じること。ワンストップ支援センターへ、法テラス、病院、自治体の男女共同参画窓口等の関係構築を促進し、支援環境の整備に努めること。
10. 性犯罪に直面した被害者が、証拠保全、治療、避妊、相談機関へのアクセスについて適切な情報を得られるよう、相談機関や対応に関するインターネット等での広報を拡充するとともに、全国の医療機関に協力を得て、効果的な普及啓発及び被害者に寄り添う支援・情報提供に努めること
11. 被害者支援策の強化が重要であることに鑑み、諸外国の被害者支援制度の調査研究を行い、被害者の心情への配慮が徹底された刑事司法制度を構築すること。
12. 性犯罪者は、再び類似の事件を起こす傾向が強いことに鑑み、性犯罪者に対する多角的な調査研究や諸外国の再犯防止制度の調査研究、関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講ずるよう努めること。
13. 性犯罪加害者が複数に及ぶ場合に、加害行為の悪質性が増幅し、被害者への心身への悪影響がより甚大になることに鑑み、加重類型をもうけるなどその抑制のために行為規範を示すための調査研究、集団による性加害の防止対策を講ずるよう努めること。
14. 本法施行後において、性犯罪被害に係る実態把握を行い、法改正の趣旨にもとづく運用がなされているか検証を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行うこと。

15. 性犯罪規定が諸外国において被害者のニーズや調査研究も踏まえ、順次改正がされていることを踏まえ、諸外国の立法動向や運用状況を調査し、我が国における性犯罪規定についても不断に見直しを行うこと。見直しの対象としては、不同意性交等罪の構成要件のあり方、過失罪の導入、性交同意年齢における年齢差要件、地位関係性を利用した性犯罪規定の導入、障害を利用した性犯罪、公訴時効等が検討対象とされること。
16. 被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して偏見に基づく不当な取扱いをしないことを、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること。
17. 政府は、性暴力被害当事者及びその支援団体に対する偏見や攻撃を防止し、安全を確保するよう必要な措置を講じるとともに、関係各所に周知すること。
18. 婚姻関係の有無にかかわらず性犯罪が成立することが176条及び177条にて明確化されたことに鑑み、司法警察職員、検察官及び裁判官並びに配偶者暴力相談支援センター・男女共同参画センター・地方自治体窓口等に対して、法改正の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。

■性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案（令和5年通常国会）附帯決議案

1. 本法記載の各犯罪が、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であることはもとより、その心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続ける犯罪であって、厳正な対処が必要であるものとの認識の下、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の趣旨を踏まえ、本法が成立するに至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関及び裁判所の職員等に対して周知すること。
2. 刑法第七十六条及び百七十七条において、相手方の同意のない性行為を処罰すると再定義されたこと、「同意しない意思」の形成・表明・全うが困難な状態を示す事由が列挙されたことを踏まえ、各規程の認定・適用が、被害者の性的同意の侵害という犯罪の本質に基づき適切になされるよう、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、法改正の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。
3. 日本国民以外の者が、日本国外において日本国民に対して罪を犯した場合（刑法第3条の2）にも、本法記載の各犯罪規定を適用することを検討すること。